

## 野洲市資料提供

提供年月日	令和7年4月22日
担当部課	総務部 人事課
担当者	玉川、藤田
連絡先電話番号	077-587-6088

### 野洲市キャリアリターン制度について

育児や介護等の事情により、やむを得ず本市を自己都合退職した職員が、再び公務に復帰しやすい環境を整え、在職中に培った職員としての知識、技能を活かし、即戦力として再度活躍してもらうことで、本市の人材不足を解消し、行政の質の向上を図ることを目的として、元職員の再採用制度(キャリアリターン制度)を以下のとおり導入します。

#### 1 対象者

以下の要件のいずれにも該当する野洲市を自己都合退職した者

(1) 退職した理由が以下のいずれかである者

- ア 結婚、出産、育児、介護、病気やけがの治療、配偶者の転勤等のやむを得ない事由
- イ 留学、転職等キャリアアップ

(2) 在職期間

正規職員として3年以上在籍していた者(ただし、休職、停職、育児休業、自己啓発休業、配偶者同行休業等の期間は除く。)

(3) 退職後の期間

退職後 10 年以内

(4) 年齢

採用予定日において、59 歳以下

(5) キャリアリターン制度により採用されたことがないこと

#### 2 再採用時の待遇

(1) 再採用時の職種は、原則として退職時と同一の職種とします。職級については、退職時と同等以下とし、選考結果を踏まえて決定します。

(2) 再採用時の給料は、同じ職級で再雇用される場合は、退職時の給料号給を基本として、退職後の職歴等は、野洲市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定に基づき加算します。

ただし、退職時よりも下の職級で採用された場合は、給料月額は採用された職級に応じて決定することから、退職時の給料月額を下回ります。

### 3 再採用の方法

